

# 令和5年第4回北海道議会定例会に提案する条例案(11件)

## 1 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

(総務部人事局人事課 (22-155))

### ○改正内容

地方自治法の改正に鑑み、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができることとし、併せて規定の整備を行う。

(施行期日 一部を除き、令和6年4月1日)

## 2 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例案

(環境生活部くらし安全局道民生活課 (24-152))

### ○改正内容

控除対象特定非営利活動法人について、個人の道民税の寄附金税額控除の対象となる期間を更新する。

※ 更新の内容

| 控除対象特定非営利活動法人の名称     | 寄附金税額控除の対象となる期間      |                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|
|                      | 新                    | 旧                    |
| 特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい | R6. 1. 1～R10. 12. 31 | H31. 1. 1～R5. 12. 31 |

(施行期日 令和6年1月1日)

## 3 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案

(経済部経済企画局経済企画課 (26-702))

### ○改正内容

高圧ガス保安法の改正に鑑み、貯蔵施設等完成検査手数料等を減額する対象に認定高度保安実施者が完成検査を行った場合を追加することとし、併せて規定の整備を行う。

※ 手数料の額

| 手数料の名称         | 手数料の額 (貯蔵施設等 1 件当たり) |         |
|----------------|----------------------|---------|
|                | 減額後<br>(完成検査合格施設)    | 通常      |
| 貯蔵施設等完成検査手数料   | 5,800円               | 31,000円 |
| 貯蔵施設等変更完成検査手数料 |                      | 24,000円 |

(施行期日 公布の日)

## 4 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

(警察本部警務部警務課 (251-0110 (2626)))

### ○改正内容

北海道地方警察職員の特殊勤務手当について、警衛警護手当及び遠隔地水上警戒業務手当の額の改定を行う。

※ 改定の内容

| 特殊勤務手当の内容                             | 手当の額   |        |
|---------------------------------------|--------|--------|
|                                       | 新      | 旧      |
| 警衛警護手当 (警護対象者の身辺警護及び上皇、上皇后等の側近警衛に限る。) | 1,150円 | 1,000円 |
| 遠隔地水上警戒業務手当 (夜間作業に限る。)                | 1,650円 | 1,100円 |

(施行期日 公布の日)

**市町村への事務・権限移譲に係る改正関係** … 2件

市町村への権限移譲の推進を図るよう、法令に基づく事務の一部を市町村が処理することとする。

| No | 条例案名  | 移譲する事務の概要                   | 市町村名        | 施行期日     |
|----|---|-----------------------------|-------------|----------|
| 5  | 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（環境生活部総務課（24-103）） | 動物の愛護及び管理に関する法律及び浄化槽法に基づく事務 | 旭川市ほか10町村   | 令和6年4月1日 |
| 6  | 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（農政部農政課（27-102））     | 農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づく事務    | 札幌市ほか107市町村 | 令和6年4月1日 |

**給与に係る改正関係** … 5件

| No | 条例案名  | 改正内容   | 施行期日 |
|----|---|--|------|
| 7  | 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））                    | 北海道特別職報酬等審議会の知事に対する令和5年11月8日付け答申に鑑み、知事等の期末手当を増額する。<br>【期末手当の年間支給月数】<br>3.30月 → 3.40月（+0.10月）   | 公布の日 |
| 8  | 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））                     | 北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月6日付け勧告に鑑み、給料月額並びに初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び防疫救済作業手当の額の改定等を行う。<br>【給料月額】<br>・初任給を大幅に引上げ<br>（行政職の場合）<br>高卒+12,000円 大卒+11,000円<br>・若年層に重点を置きつつ、全職員に効果が及ぶよう改定<br>【初任給調整手当の支給限度額】※No.8のみ<br>・医師、歯科医師<br>月額41万4,800円 → 41万5,600円<br>・獣医師<br>月額5万5,000円 → 5万5,500円 | 公布の日 |
| 9  | 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁教職員局教職員事務課（35-915））                | 【初任給調整手当の支給限度額】※No.8のみ<br>・医師、歯科医師<br>月額41万4,800円 → 41万5,600円<br>・獣医師<br>月額5万5,000円 → 5万5,500円   |      |
| 10 | 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁教職員局教職員事務課（35-915）） | 【期末・勤勉手当の年間支給月数】<br>・一般職員、任期付職員<br>4.40月 → 4.50月（+0.10月）<br>・再任用職員<br>2.30月 → 2.35月（+0.05月）  |      |
| 11 | 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（警察本部警務部警務課（251-0110（内線2664）））       | ・任期付研究員、特定任期付職員<br>3.30月 → 3.40月（+0.10月）<br>【防疫救済作業手当】※No.8のみ<br>・高病原性鳥インフルエンザの殺処分等に従事した場合<br>日額380円 → 1,470円  |      |